

各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱

(平成18年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市耐震改修促進計画に基づき、建築物等の耐震診断の実施及び耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進することを目的として、各務原市の区域内に存する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対し必要な経費の一部を助成するため、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2)木造住宅 旧基準建築物で、木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む。)のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。
- (3)マンション 旧基準建築物で、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。ただし、次号の分譲マンションを除く。
- (4)分譲マンション 旧基準建築物で、大部分が人の居住の用に供する区分所有である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5)特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に定める建築物であって旧基準建築物であるものをいう。
- (6)要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により岐阜県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。

- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条に定める建築物をいう。
- (8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に定める建築物であつて旧基準建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。)をいう。
- (9) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成13年11月1日施行)に基づき、岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替又は一部の除去をすることをいう。
- (助成金交付対象事業等)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)及び経費(以下「助成対象経費」という。)並びに助成金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、岐阜県及び市が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金等を受けている事業(岐阜県住宅リフォームローン利子補給制度を受けている事業を除く。)を除くものとする。

(助成金交付対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンションにあつては、当該マンションの区分所有を有する者全てが市税を滞納していない建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人(以下「区分所有者等」という。)
- (2) 前号以外の建築物にあつては、建築物の所有者(特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者。以下「所有者等」という。)で市税を滞納していないもの

第5条 削除

(実施計画書及び実施承諾書)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第1の部に掲げる事業(以下「耐震診断事業」という。)にあつては耐震診断事業実施計画書(様式第1号)に、同表2の部に掲げる事業(以下「耐震改修計画策定事業」という。)にあつては耐震改修計画策定事業実施計画書(様式第2号)に、同表3の部及び4の部に掲げる事業(以下「耐震改修工事」という。)にあつては耐震改

修工事実施計画書（様式第2号の2）に、関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ当該事業の実施承諾を得なければならない。

2 市長は、前項による申請がこの要綱に適合していると認めた場合は、耐震診断事業にあつては耐震診断事業実施承諾書（様式第3号）を、耐震改修計画策定事業にあつては耐震改修計画策定事業実施承諾書（様式第3号の2）を、耐震改修工事にあつては耐震改修工事実施承諾書（様式第4号）を、速やかに申請者に交付するものとする。

（実施計画の変更等）

第7条 前条の規定により承諾を得た者（以下「助成対象者」という。）が、当該事業の内容を変更又は中止しようとするときは、事業計画変更・中止届書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更の届書がこの要綱に適合していると認めた場合は、速やかに事業計画変更承諾書（様式第6号）を、当該届書を提出した者に交付するものとする。

（完了報告及び助成金交付申請）

第8条 助成対象者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに耐震診断事業にあつては耐震診断事業完了報告書（様式第7号）及び耐震診断助成金交付申請書（様式第8号）を、耐震改修計画策定事業にあつては耐震改修計画策定事業完了報告書（様式第8号の2）及び耐震改修計画策定助成金交付申請書（様式第8号の3）を、耐震改修工事にあつては耐震改修工事完了報告書（様式第9号）及び耐震改修工事助成金交付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第9条 市長は、前条に規定する報告書及び申請書の提出があつた場合、速やかに審査し助成金の交付を適当と認めたときは、耐震診断事業にあつては耐震診断事業助成金交付決定通知書（様式第11号）により、耐震改修計画策定事業にあつては耐震改修計画策定助成金交付決定通知書（様式第11号の2）により、耐震改修工事にあつては耐震改修工事助成金交付決定通知書（様式第12号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、耐震診断事業においては耐震診断事業助成金交付請求書（様式第13号）に、耐震改修計画策定事業にあつては耐震改修計画策定事業助成金交付請求書（様式第13号の2）に、耐震改修工事にあつては耐震改修工事助成金交付請求書（様式第14号）に前項の交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を当該助成対象者に対して命ずることができる。

- （1）この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- （2）助成金交付の条件に違反したとき。
- （3）偽りその他不正の行為があつたとき。

（耐震改修後の維持管理等）

第12条 助成対象者は、当該建築物の耐震性が維持されるよう適切に維持管理しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の交付を受けた年度終了後5年間は、耐震改修工事を行った部分の改造等を行わないものとする。ただし、建築物の維持管理上必要な改造等で市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

（書類の保管）

第13条 助成対象者は、この事業における収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（検査等）

第14条 市長は、当該助成対象者に対して事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び

耐震改修工事を実施する建築物等について適用する。

(各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱及び各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱 (平成14年3月29日決裁)

(2) 各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱 (平成16年4月1日決裁)

3 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する別表3の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項第2号に規定する上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅱ編第1章ロー16-(12)の規定による同章イ-16-(12)-①に規定する住宅・建築物耐震改修事業による社会資本整備総合交付金の活用が可能なものに係る助成金の額は、同款木造住宅の項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 事業に要する費用の2分の1以内の額(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、上限を60万円とする。)及び租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額

(2) 事業に要する費用に1,000分の115を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。)又は対象建築物の戸数に419,000円を乗じて得た額のいずれか低い額

4 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する別表3の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項第2号に規定する上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱第6の二のロに規定する効果促進事業による社会資本整備総合交付金の活用が可能なものに係る助成金の額は、同款木造住宅の項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 事業に要する費用の2分の1以内の額(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、上限を60万円とする。)及び租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額

(2) 事業に要する費用に1,000分の115を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。)又は対象建築物の戸数に240,000円を乗じて得た額のいずれか低い額

附 則（平成18年6月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施する建築物等について適用する。

附 則（平成20年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に岐阜県木造住宅耐震診断マニュアルによる耐震診断を受け、建物評点が2点以下と判定された木造住宅については、前項の規定にかかわらず、新要綱第3条第3号の交付対象事業とみなす。

附 則（平成21年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成22年8月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日決裁）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施するものについて適用し、同日前に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

助成対象事業			助成対象経費	助成金の額
区分	対象建築物	要件		
1	建築物耐震診断事業	<p>要安全確認計画記載建築物以外の建築物</p> <p>(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針（以下「指針」という。）に基づく耐震診断であること。</p> <p>(2) 分譲マンションにあっては、対象建築物の区分所有者等が行う事業であること。</p> <p>(3) 分譲マンション以外の建築物にあっては、対象建築物の所有者等が行う事業であること。</p> <p>(4) 耐震診断の結果について、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の「耐震評価委員会」又は岐阜県知事の認めた専門機関（以下「専門機関等」という。）に諮られたものであること（特定建築物に限る。）。</p>	<p>(1) 一戸建て住宅は1戸当たり136,000円を限度とする（消費税及び地方消費税を含めない。以下同じ。）。</p> <p>(2) 一戸建て住宅以外の建築物は次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。ただし、特定建築物以外の建築物については1,500,000円/棟を限度とする。</p> <p>ア 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡以内</p> <p>イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570</p>	<p>助成対象経費の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

		円／㎡以内 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,050円／㎡以内	
要安全確認計画記載建築物（国の耐震対策緊急促進事業補助金を活用した場合に限る。）	<p>(1) 指針に基づく耐震診断であること。</p> <p>(2) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。</p> <p>(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者による耐震診断であること。</p> <p>(4) 耐震診断の結果が専門機関等に諮られたものであること。</p>	<p>(1) 次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>ア 延べ面積1,000㎡以内の部分 3,670円／㎡以内</p> <p>イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円／㎡以内</p> <p>ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,050円／㎡以内</p> <p>(2) 上記のほか、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費</p>	<p>助成対象経費以内とする。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第23条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

				用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。	
2	特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定	特定建築物(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物を除く。)及び緊急輸送道路沿道建築物	<p>(1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。</p> <p>(2) 指針に基づく耐震診断の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全基準」という。)に適合しない場合にあっては、安全基準に適合するための計画の策定であること。</p>	次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする(消費税及び地方消費税を含めない。)	助成対象経費の9分の4以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
		要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物	<p>(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士により策定される耐震化のための計画であること。</p> <p>(4) 計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること(建替えの場合を除く。)</p>	<p>(1) 延べ面積 1,000㎡以内の部分 3,110円/㎡以内</p> <p>(2) 延べ面積 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,330円/㎡以内</p> <p>(3) 延べ面積 2,000㎡を超える部分 890円/㎡以内</p>	助成対象経費の6分の5以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
3	住宅耐震改修工事	木造住宅	<p>(1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。</p> <p>(2) 相談士が「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」(以下「建防協マニュアル」という。)に基づき実施す</p>	1戸当たり1,200,000円を限度とする(改修設計・工事監理費用を含む。消費税及び地方消費税を含めない。)	助成対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)及び租税特別措

		<p>る耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事又は上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事であること。</p> <p>(3) 改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事の場合にあっては、地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。</p> <p>(4) 相談士が耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。</p>		<p>置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額とする。</p>
	<p>分譲マンション</p>	<p>(1) 対象建築物の区分所有者等が行う事業であること。</p> <p>(2) 指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合に、安全基準に適合するための耐震改修工事であること。</p> <p>(3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士により実施される耐震改修工事であること。</p> <p>(4) 耐震改修促進法第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。</p> <p>(5) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成2</p>	<p>延べ面積に1㎡当たり50,200円を乗じて得た額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、1㎡当たり83,800円を限度とする(消費税及び地方消費税を含めない。)</p>	<p>助成対象経費に0.23を乗じて得た額の10分の7以内の額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

			2年3月26日付け国官会第2317号)第6の二のロに規定する効果促進事業による社会資本整備総合交付金を活用できること。		
4	特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却	<p>特定建築物(要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物(地域防災拠点等建築物に該当するものに限る。)又は緊急輸送道路沿道建築物を除く。)</p> <p>要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物(地域防災拠点等建築物に該当するもの</p>	<p>(1) 指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合で、安全基準に適合するために行う耐震改修工事、建替え又は除却であること。</p> <p>(2) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士により実施される耐震改修工事、建替え又は除却であること。</p> <p>(3) 耐震改修工事にあつては、改修計画が専門機関等に諮られたものであること。</p> <p>(4) 特定建築物又は緊急輸送道路沿道建築物にあつては、対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事であること(次号に該当するものを除く。)</p> <p>(5) 要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物にあつては、対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事、建替え又は除却であること。</p>	<p>延べ面積に1㎡当たり51,200円(マンションにあつては50,200円)を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は、1㎡当たり83,800円を限度とする(消費税及び地方消費税を含めない。)</p>	<p>助成対象経費に0.23を乗じて得た額以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>助成対象経費の3分の2以内の額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>

	に限 る。) 又 は緊急 輸送道 路沿道 建築物		
--	---	--	--

備考 この表において「地域防災拠点等建築物」とは、地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして、地域防災計画に位置づけられている建築物又は地方公共団体と協定等を締結している建築物をいう。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住所 〒
氏名 ⑩
電話（ ） ー

耐震診断事業実施計画書

私は、耐震診断を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

所有者	住所				
	氏名				
建物の概要	所在地	各務原市			
	用途		建築年月	年 月	
	構造		階数		
	延べ面積	m ²			
	図書の有無	有（確認済証・構造図・構造計算書・その他）・無			
耐震診断者	氏名				
	資格	（ ）建築士（ ）登録第 号			
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第（ ）号			
		受講講習会等（ ）			
	建築士事務所	名称			
		所在地			
電話番号			郵便番号		
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号					
診断	実施時期	年 月			

【添付図書】 （1）耐震診断費用の見積書の写し（2）建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し（固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等）（3）納税証明書（4）耐震診断者の資格者証等の写し（5）管理組合又は管理組合法人の代表者が確認できる図書の写し（分譲マンションの場合に限る。）（6）その他必要と認める書類

※注 不要な箇所は、—線で抹消すること。

※注 添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住所 〒
氏名 ⑩
電話（ ） —

耐震改修計画策定事業実施計画書

私は、耐震改修計画策定を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

所有者	住所			
	氏名			
建物の概要	所在地	各務原市		
	用途		建築年月	年 月
	構造		階数	
	延べ面積	m ²		
	対象建築物区分			
	耐震診断結果			
耐震改修計画策定者	氏名			
	資格	() 建築士 () 登録 第 号		
		受講講習会等 ()		
	建築士事務所	名称		
		所在地		
電話番号			郵便番号	
(級) 建築士事務所 () 知事登録 第 号				
計画	実施時期	年 月		

【添付図書】 (1) 耐震改修計画策定費用の見積書の写し (2) 建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し(固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等) (3) 納税証明書 (4) 耐震診断者の資格者証等の写し (5) 管理組合又は管理組合法人の代表者が確認できる図書の写し(分譲マンションの場合に限る。) (6) その他必要と認める書類

※注 不要な箇所は、—線で抹消すること。

※注 添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

（宛先）各務原市長

〒
 申請者 住 所
 氏 名 ⑩
 電 話 () -

耐 震 改 修 工 事 実 施 計 画 書

（第1面）

私は、耐震改修工事を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

耐 震 診 断	決定通知日		決定通知番号	
耐 震 診 断 者	登 録 番 号		氏 名	
	受講講習会等			
建 物 概 要	所 在 地	各務原市		
	用 途		建 築 年 月	年 月
	構 造		階 数	
	延 べ 面 積	㎡	住宅以外の面積 (併用住宅の場合)	㎡
	改 修 区 分	・木造住宅 ・分譲マンション ・特定建築物等（改修・建替え・除却）		
耐 震 改 修 設 計 者	氏 名			
	資 格	() 建築士 () 登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第 () 号		
		受講講習会等 ()		
	建 築 士 事 務 所	名 称	(級) 建築士事務所 () 知事登録 第 号	
所 在 地				
電 話 番 号			郵便番号	

※注 不要な箇所は、—線で抹消すること。

(第2面)

工事監理者	氏名			
	資格	() 級) 建築士 () 登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録 第 号		
		受講講習会等 ()		
	建築士事務所名	() 級) 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	所在地			
電話番号		郵便番号		
工事施工者	所在地			
	事業所名	建設業の許可 () 第 号		
	電話番号		郵便番号	
工期	着手予定日	年 月 日		
	完了予定日	年 月 日		
事業費	全事業費	円		
	助成対象事業費	円		
耐震診断結果	改修前の評点又は I s 値			
	改修後の評点又は I s 値 (予定)			

【添付図書】

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震改修工事の設計・工事監理を実施する岐阜県木造住宅耐震相談士の登録証及び事務所協会又は建防協発行の受講修了証（木造住宅耐震補強工事に限る。）の写し
- (3) 耐震改修工事の内容のわかる図面
- (4) 耐震改修工事の実施後の建物評点を確認できる計算書
- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づく認定通知書の写し(特定建築物の場合)
- (6) 事業費の見積書の写し（補助対象内外の区別をしたもの）
- (7) 事業の工程表
- (8) 建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し（固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等）
- (9) 納税証明書
- (10) その他必要と認める書類

※注 添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

様

各務原市長

印

耐震診断事業実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震診断事業実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により承諾書を交付します。

記

- 1 建物所在地
- 2 事業名
- 3 建物用途
- 4 構造
- 5 その他 耐震診断事業実施計画書記載のとおり

※注 耐震診断完了後、速やかに耐震診断事業完了報告書及び耐震診断事業助成金交付申請書を提出してください。

様

各務原市長

印

耐震改修計画策定事業実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震改修計画策定事業実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により承諾書を交付します。

記

- 1 建物所在地
- 2 事業名
- 3 建物用途
- 4 構造
- 5 その他 耐震改修計画策定事業実施計画書記載のとおり

※注 耐震改修計画策定完了後、速やかに耐震改修計画策定事業完了報告書及び耐震改修計画策定事業助成金交付申請書を提出してください。

様

各務原市長

印

耐震改修工事実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震改修工事実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により承諾書を交付します。

記

- 1 建物所在地
- 2 事業名
- 3 建物用途
- 4 構造
- 5 その他 耐震改修工事実施計画書記載のとおり

※注 耐震改修工事完了後、速やかに耐震改修工事完了報告書及び耐震改修工事助成金交付申請書を提出してください。

（宛先）各務原市長

申請者 住 所 丁
氏 名 ⑩
電 話（ ） ー

事業計画変更・中止届書

年 月 日付けにて承諾されました実施計画について、下記事項を変更・中止しますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

所 有 者	住 所	
	氏 名	
建 物 所 在 地		
承 諾 番 号		
承 諾 年 月 日		
事 業 名		
変 更 ・ 中 止 理 由		
変 更 内 容		

【添付図書】 変更の内容がわかる図面等
※注 不要な箇所は、一線で抹消すること。

様

各務原市長 印

事業計画変更承諾書

年 月 日付けにて提出のありました事業計画変更届を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により承諾書を交付します。

記

- 1 建物所在地
- 2 事業名
- 3 建物用途
- 4 構造
- 5 その他 事業計画変更届書記載のとおり

※注 事業完了後、速やかに完了報告書及び助成金交付申請書を提出してください。

（宛先）各務原市長

〒
 申請者 住 所
 氏 名
 電 話 () ー ⑩

耐 震 診 断 事 業 完 了 報 告 書

耐震診断事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

耐震診断事業承諾書		承諾番号			
		承諾年月日			
耐 震 診 断 者		登録番号		氏 名	
		受講講習会等			
建 物 概 要	所 在 地	各務原市			
	用 途		建 築 年 月	年 月	
	構 造		階 数		
	延 べ 面 積	㎡			

【添付図書】

- (1) 「耐震診断結果報告書」の写し
- (2) 「領収書」の写し

（宛先）各務原市長

〒
申請者 住 所
氏 名
電 話 （ ） ー ⑩

耐 震 診 断 事 業 助 成 金 交 付 申 請 書

下記の耐震診断事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により助成金の交付申請をします。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物の所在地 各務原市
- 3 事業名
- 4 その他 耐震診断事業完了報告書のとおり

（宛先）各務原市長

〒

申請者 住 所
氏 名
電 話 () ー ⑩

耐 震 改 修 計 画 策 定 事 業 完 了 報 告 書

耐震改修計画策定事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

耐震改修計画策定 事業承諾書	承諾番号			
	承諾年月日			
耐震改修計画策定者	登録番号		氏 名	
	受講講習会等			
建物概要	所在地	各務原市		
	用途		建築年月	年 月
	構造		階 数	
	延べ面積	㎡		

【添付図書】

- (1) 「耐震改修計画報告書（評定書）」の写し
- (2) 「領収書」の写し

（宛先）各務原市長

〒
申請者 住 所
氏 名
電 話 （ ） ー ⑩

耐震改修計画策定事業助成金交付申請書

下記の耐震改修計画策定事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により助成金の交付申請をします。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物の所在地 各務原市
- 3 事業名
- 4 その他 耐震改修計画策定事業完了報告書のとおり

（宛先）各務原市長

〒

申請者 住所
氏名
電話 () - ⑩

耐震改修工事完了報告書

（第1面）

耐震改修工事が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

耐震改修 実施承諾書	承諾番号			
	承諾年月日	年 月 日		
耐震診断者	登録番号		氏名	
	受講講習会等			
建物概要	所在地	各務原市		
	用途		建築年月	年 月
	構造		階数	
	延べ面積	m ²	住宅部分の面積	m ²
	改修区分	・木造住宅 ・分譲マンション ・特定建築物等（改修・建替え・除却）		
耐震改修設計者	氏名			
	資格	（ ）建築士（ ）登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第（ ）号		
		受講講習会等（ ）		
	建築士事務所	名称	（ 級）建築士事務所（ ）知事登録 第 号	
所在地				
電話番号			郵便番号	

※注 不要な箇所は、—線で抹消すること。

(第2面)

工事監理者	氏名			
	資格	() 級) 建築士 () 登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録 第 号		
		受講講習会等 ()		
	建築士事務所名	() 級) 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	所在地			
電話番号		郵便番号		
工事施工者	所在地			
	事業所名	建設業の許可 () 第 号		
	電話番号		郵便番号	
工期	着手日	年 月 日		
	完了日	年 月 日		
事業費	工事契約金額	円		
	助成対象事業費	円		
耐震診断結果	改修前の評点 又は I s 値			
	改修後の評点 又は I s 値			

【添付図書】

- (1) 耐震改修工事の実施後の建物評点が確認できる計算書
- (2) 「工事請負契約書」の写し
- (3) 「工事監理委託契約書」の写し
- (4) 工事請負契約書及び監理委託契約書の「領収書」の写し
- (5) 耐震改修工事の内容のわかる図面
- (6) 工事写真(着手前及び完成写真含む)
- (7) 事業費の内訳書の写し(補助対象内外の区別をしたもの)
- (8) その他必要な書類

（宛先）各務原市長

〒
申請者 住 所
氏 名
電 話 () — ⑩

耐 震 改 修 工 事 助 成 金 交 付 申 請 書

下記の耐震改修工事を実施しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により助成金の交付申請をします。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 助成対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金の額 | 金 | 円 |
| 3 | 建物の所在地 | 各務原市 | |
| 4 | 事業名 | | |
| 5 | 事業の区分 | ・木造住宅耐震改修工事
・分譲マンション耐震改修工事
・特定建築物等耐震改修工事（改修・建替え・除却） | |
| 6 | その他 | 耐震改修工事完了報告書のとおり | |

※注 不要な箇所は、—線で抹消すること。

様

各務原市長 印

耐震診断事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震診断の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物所在地 各務原市
- 3 事業名
- 4 その他

様

各務原市長

印

耐震改修計画策定事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震改修計画策定の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物所在地 各務原市
- 3 事業名
- 4 その他

各務原市指令 第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

耐震改修工事助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震改修工事の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物所在地 各務原市
- 3 事業名
- 4 その他

（宛先）各務原市長

〒

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話 () -

耐 震 診 断 事 業 助 成 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け各務原市指令 第 号により交付決定のありました耐震診断事業の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

助成金振込先			
金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本 店 支 店	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※注 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

（宛先）各務原市長

〒

申請者 住 所
 氏 名 ⑩
 電 話 () -

耐震改修計画策定事業助成金交付請求書

年 月 日付け各務原市指令 第 号により交付決定のありました耐震改修計画策定事業の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

助成金振込先			
金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本 店 支 店	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※注 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

（宛先）各務原市長

〒
申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話 () ー

耐 震 改 修 工 事 助 成 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け各務原市指令 第 号により交付決定のありました耐震改修工事の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

助成金振込先			
金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合		本 店 支 店
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※注 不要な箇所は、＝線で抹消すること。